

愛知県から事業者の皆様へ ～テレワークの推進等による出勤者数の削減について～

日頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

愛知県では、まん延防止等重点措置が令和4年3月21日をもって解除されますが、3月22日からは「**「厳重警戒」での感染防止対策**」を実施することになりました。

事業者の皆様には、接触機会の低減に向け、引き続き、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務を推進していただくとともに、その実施状況を自ら積極的に公表していただくようお願いいたします。

なお、実施状況の公表方法について、政府から公表フォーマット等が示されておりますので、参考にしていただき、自社のホームページ上で積極的に公表するとともに、経済産業省が作成したサイト上で登録して下さるようお願いいたします。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/attendance.html>

また、愛知県では、名古屋駅近くに開設した「**あいちテレワークサポートセンター**」及び「**あいちテレワーク・モデルオフィス**」において、テレワークの導入・定着に関する支援を行っておりますので、御活用ください。

<https://www.aichi-telework.pref.aichi.jp>

【「厳重警戒」での感染防止対策（抜粋）】

実施区域：愛知県全域

実施期間：2022年3月22日（火）～

II. 事業者の皆様へのお願い

⑧テレワークの推進等

○事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いいたします。

○時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「**三つの密**」を防ぐ取組の徹底をお願いします。